

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2412号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

大分県湯布院町は生活型観光地を標榜し、まちづくりと観光を融合しようとするまちとして知られている。この由布院温泉で、いま一人の保健婦(最近では保健師と言っただが)を中心とした住民ぐるみの活動により、かつては課題を抱えていた施設が、最近では反対に住民の拠り所として、よみがえっている。

その施設は健康温泉館クアージュゆふいん

点ともいえる保養温泉地を目指す「クアオルト構想」に基づき、一九九〇年にオープンした。一九九五年までは土地信託制度を活用して、民間が経営にあっていた。しかし由布院盆地内の各家庭にはほとんど内湯があり、観光客も旅館の温泉を使う。そのため、利用する人は少な



天然ヤナセ杉(高知県馬路村)

く、経営は必ずしも上手くいかず、一九九六年からは湯布院町の直営となった。そこへ町の保健婦として着任したが、ベテランの森山操さんだ。森山さんに与えられたのは、施設の経営を立て直すこと、健康温泉館を活用して住民の健康づくりをするという、二つの難しいテーマだ。湯布院

クアージュゆふいん

町も高齢化し、町内の病院は高齢者のサロンと化すほど、病院通いのお年寄りが多い。まずは高齢者の健康づくりのため温泉プールを活用した水中運動法を実施した。専門家からきちんと指導を受け、体の痛みを無くすことを目標にした。高齢者だけでなく中高年者にも参加者は広がった。二〇〇〇

年からは、基礎的な指導を受け、自分で痛みを克服した経験を持つ人たちからボランティアを募り、水中運動リーダー養成講座もスタートした。現在ではここから育ったリーダーが六〇名、新しい参加者にはこうしたリーダーが、プールの中で積極的に声を掛けたり、簡単な指導をする。

医師との連携も大切だ。この試みに注目した医師二人は温泉療法士の資格をとっている。温泉療法を受けに来た町外の人たち

も、医師の紹介状を持って、温泉館に来るようになった。障害者も難病を持つ人も、観光客や町の人と一緒に水中運動を行う。国保の医療費も徐々に減している。一つの施設としてだけでなく、地域全体でみれば、経営的效果も上がってきたといえる。

(法政大学教授 岡崎昌之)

もくじ

活動	児玉副会長、地方分権改革推進会議で意見 = 全国町村会	(2)
この町この村	群馬県上野村・黒澤村長を訪ねて	(6)
随想	過疎地のスポーツ	高知県馬路村長 上治堂司.....(11)
情報	政策レーダー	(12)

全国町村会

児玉副会長 地方分権改革推進会議で意見

～事務事業の在り方に関する中間報告について～



意見陳述する児玉副会長（中央）

地方分権改革推進会議（議長・西室泰三東芝会長）は九月三日、全国町村会、全国知事会、全国市長会の代表者から同会議が六月十七日に公表した「事務事業の在り方に関する中間報告」に対する意見のヒアリングを行った。

全国町村会から出席した児玉更太郎副会長（広島県高宮町長）は、地方分権改革についての基本的な考え方、事務事業の分野別の基本的な見直し方針、税財源配分の在り方、新しい行政体制の在り方等について意見陳述を行った。

児玉副会長発言要旨

本日は、発言の機会を与えて頂きまして、誠にありがとうございます。

去る六月十七日に「事務事業の在り方に関する中間報告」が、発表されておりますが、「ここに至るまでの、皆様方のご努力に対し、心から敬意を表します」ともに、中間報告で示された、基本的な改革の方向につきましても、地方分権の更なる推進という観点から、基本的に評価できるものと考えております。

重要な内容を持つ「中間報告」でありますので、私もも役員の町村長さん方にアンケート調査を通して、その受け止め方なり、感想を伺ってみましたところではありますが、当然のことながら各分野あるいは個別事項につきましては、様々な考え方

があり、一概に集約はできない状況にあります。

従いまして、本日は、私見を交えながら「中間報告」に対する意見や要望を中心に、お話をさせていただきました。たいと存じます。

「地方分権改革の基本的考え方等」について

まず、第一の「地方分権改革の基本的考え方等」についてであります。ここで述べられている、地方分権改革の基本的考え方なり、その方向につきまして、概ね異存はありませんし、基本的に評価するものであります。二点について意見を申し上げます。

ローカルオプティマムの実現

その第一点目は「改革の方向」の一番目に述べられている「ナショナル・ミニマムの達成からローカル・オプティマムの実現へ」という点であります。「改革の方向」で述べられている「地域における行政の総合化の推進」等四点については、まさにそのとおりでありまして、是非そうした方向で改革を進めていただきたいと考えておりますが、「ローカル・オプティマム」という考え方を、実際の町村行政との関係でどう観念したらよいか、明確なイメージが湧いてこないのではありません。

即ち、既に多くの分野でいわゆるナショナル・ミニマムを達成している前提に立ち」と言われ、しかもナショナル・ミニマムの対象となる行政分野が具体的に示されておりませ

活 動

ん。

例えば上水道の普及率を例にあげれば、確かに町村においても九〇%を超えている状況にある一方、私の地元広島県の町村においては、未だ五〇%に満たないところがいくつもあります。また下水道について言えば、平成十三年度末で、東京都の特別区を含む指定都市ではほぼ一〇〇%に近い普及率となっておりますが、町村では二五%ほどにとどまっているのが現状です。現在、各地域で汚水の衛生処理率の向上等を目指し、懸命の努力をしている状況下でありまして、行政の目標をナショナル・ミニマムの達成からローカル・オプティマムの実現へと転換されるべきと言われても、多くの町村ではとまどいを覚えるのではないかと思います。国の地方への関与・規制をできるだけ排したいという考え方はわかりますが、この点については、より具体的にわかりやすく述べていただきたいと思えます。

社会資本整備の役割分担の見直し
申し上げたい第二点目も、ローカル・オプティマムに関連すると思えますが、事務事業の見直しに当たっての一般的な指針の中で、述べられている、社会資本整備の役割分担の見直しについてであります。

「同種の事務事業の統合化等」他の五点については、異存はないわけですが、「社会資本整備に関しては、制度創設時の目的を相当程度達成したもの」とされている点につ

いては、私も町村における各種社会資本の整備状況を考えれば、そのように認識をされることは、いかなものかという思いを持っている町村長が多いということを申し上げておきたいと存じます。

「事務事業の分野別の基本的な見直し方針」について

次に、第二の「事務事業の分野別の基本的な見直し方針」について申し上げます。

社会保障（介護保険制度、医療保険制度等）

最初に、社会保障分野の介護保険制度についてでございますが、町村は介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところであります。制度も三年目を迎え大筋で順調な船出をしたものの、来年度からの保険料改定に関する新聞報道等では、平均で保険料が一割程度上昇し、最も高額な市町村では、九〇〇〇円程度にまで達するという報道等もなされております。

現実問題としてあまり保険料が高額となると、保険料収納率の低下による歳入欠陥が生じ、第二の国保となるのが危惧されております。初回の保険料改定に際しては、特別の財政補填を行うなどの対応が必要であると考えています。

また、制度を安定的に運営するために、現在の施設介護への依存から居宅介護主体へ移行するよう、例えば家族介護に対する現金給付の制

度化等を検討するとともに、療養型病床群については、全て医療保険の適用とすることが必要であると考えています。

次に、医療保険制度についてでございますが、我が国は国民皆保険制度を採用しており、将来に亘って堅持することが国民の総意であります。

しかしながら、人口の四割弱が加入している国保は、平成十二年度決算で法定分の一般会計繰入金三、九五三億円の他、法定外の繰入金として三、一九七億円もの巨額を投入しているにもかかわらず、一、〇二九億円の赤字となっております。この一般会計からの多額の繰り入れが、毎年恒常化している現状を考察いたしますと、国保制度は破綻している状況にあります。

国民皆保険制度を将来に亘って堅持するためにも、国民が安心して医療を享受できる体制を整えていくことが必要であると思えます。我々がかねてから主張している医療保険制度の一本化を実現することにより、負担の公平化及び財政基盤の強化が図られることになると考えております。

また、児童虐待等についての市町村の役割の強化につきましては、児童相談所や警察等との連携は必要と考えますが、市町村行政が介入する範囲や、専門職員の配置の問題等があることから、慎重な対応を求め意見が多くございました。仕組み等を改められる場合には、移譲を受けられる町村側の意思をまず優先していただきたいと存じます。当然なことな

がら、事務移譲をする場合には、これに伴う財源等の的確な措置を講じていただきたいと思います。

また、幼保一元化につきまして、推進を図ることについて賛意を示し、資格の一元化等についても検討を進めるべきとの意見も多いわけですが、その場合には経験年数を考慮する等、現職員への配慮を考えて欲しいとの意見もございました。

教育（義務教育国庫負担制度等）
教育関係では、初等中等教育に関する国の関与の見直しを図り、画一的な教育を革新し、地域や学校が創意工夫を凝らすことが可能となるよう自由裁量の範囲を高めるとともに、個性あふれる多様な教育の実現を目指すべきであると思えますが、教育は国家の基盤でもあり、国と地方が責任を分担しあい、一定の内容、水準を保つべきでもあると考えております。

義務教育国庫補助負担制度につきましては、町村の財政支出とは直接関係ありませんが、町村の立場から申し上げますと、今後の改革見通しや、制度、内容などがまだ示されていないこともございまして、教育水準が低下するのではないかと、町村に財政負担が跳ね返ってくるのではないかと、といった懸念を持っておられる町村長が多くいらっしゃいます。従って教育水準の維持、財源の確保については、特に留意して検討していただきますようお願い申し上げます。

また、中間報告に記述はございませんが、この機会に事務移譲と国の

関与に関する一事例を申し上げ、ご検討をお願いできればと存じます。本年四月より市町村の小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償につきましては、関係法律の改正により、市町村が条例を定めて、行うこととなりましたが、補償基礎額の金額等は、政令に定める基準に従うこととされており、地方の裁量で行うことができない状況にあります。このように法律によって事務移譲をされても、政令等により実質的な地方の裁量を認めないといった関与につきましては、是非とも見直しを図っていただきたいと存じます。

公共事業 国庫補助負担金事業の廃止・縮減、農地等の土地利用制度)
公共事業関係につきましては、事業主体としての国と地方の役割分担を明確にするとともに、国直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議制度の導入及びその内容拡充については、基本的には賛同するものであります。

しかし国庫補助負担金事業の廃止・縮減につきましては、地方の主体性を活かした社会資本の整備を推進する観点からは理解できませんが、補助金に替わる財源措置が不明確な段階ではにわかには賛同しがたいところであります。この点について、財政力の脆弱な町村の実情やニーズも踏まえ、十分なご検討をお願い申し上げます。

個別課題の中で都市計画、農地等の土地利用制度についてであります

が、市町村への権限移譲について「特別市等一定の規模、能力のある市町村への権限移譲を検討すべき」という指摘がなされておりますが、意欲と能力のある全ての市町村を対象とすべきであり、いやしくも市町村の規模によって画一的に行われるべきではないと考えます。

農林水産省においては、農山村固有の魅力の維持向上と農業・農地への多様な参画の促進が図られるよう、法律による諸規制から市町村の土地利用調整条例を基本とした新たな枠組みへの移行を検討し、来年の通常国会に所要の法案を提出すると聞いておりますが、私どもとしては大いに期待しているところであります。

なお、森林管理の在り方については、中間報告にご指摘はございますが、保安林の指定・解除に係る市町村長の権限の強化を求める声が、強いことを申し添えておきます。

また、廃棄物対策については、不法投棄に対する法的規制の一層の強化が必要であると考えます。

産業振興(農林水産業振興政策、農業委員会制度)

次に、産業振興関係についてでございますが、全国の町村長は、地域の農林水産業や商工業をめぐる環境が一段と厳しくなる中で、できる限りの知恵と工夫により、特色ある産業界づくりと地域の活性化のため、努力を重ねているところであります。

こうした中で、農業改良普及制度は県の事業でございますが、町村の立場で申し上げますと、地域農業の

維持発展に貢献しているものの、地域の实情にあつた弾力的な方向での見直しが必要であるという意見がありました。

また、農業委員会のあり方につきましては、その果たす役割を考えれば、見直しは慎重にすべきとの意見がある一方、制度を廃止し、市町村長部局に権限を移譲すべきであるという、意見を持つ町村もおりますので、地域の実態を十分に踏まえた検討をお願い申し上げます。

なお、農業委員会交付金の一般財源化につきましては、市町村が所要の財源を確実に確保することが出来るようお願いします。

治安その他(市町村消防の充実強化等)

消防分野では、中間報告にもございますように、近年、多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の生命を守り、安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進や救急業務の充実を図ることが必要であると考えております。

消防行政は市町村消防を基本とし、大規模・特殊災害等に対応するための広域的な体制を構築することも、今後の消防防災の方向性であると思えます。

具体的には、市町村の消防防災力の自主的整備を図るため、常備消防の義務設置・救急業務の実施義務に係る政令指定を廃止する一方で、地域の防災力の総合的な向上を目指して、減少傾向にある消防団員の充実

確保や自主防災組織の育成のための国の支援を強化することが必要であります。また、大規模災害の対策として、ヘリコプターの確保、計画的配置の推進を図るほか、広域化や緊急消防援助隊の整備のため、国の役割の充実強化、責任に応じた国の財政負担の導入が必要と思われれます。

税財源配分の在り方について

次に、税財源配分の在り方等について、私どもの考え方や要望を申し上げます。

中間報告では、「事務事業の見直しを踏まえ、地方における自立的な財政運営が可能なシステムの構築に向けて、今後検討を進める」というにとどまっておりますが、小泉総理からの指示もあつた旨報ぜられており、これから鋭意検討が進められるものと存じます。

国庫補助負担金について

まず国庫補助負担金の整理合理化についてであります。当会議の見直し方針については、事務事業の分野別にそれぞれ示されており、私どもとしては、その整理合理化が単に国の負担軽減に止まり、また、地方への負担転嫁をもたらすようなものであつては断じてならないと考えております。

必要とされる事務事業である限り、その国庫補助負担金の整理合理化を行うに当たっては、一般財源化を行う等、明確な代替措置を必ず行っていたら、強くお願いします。

活 動

税源移譲について

次に税源移譲についてであり、私どもはかねてから、地方分権をより実効あるものとするためには、税財源の移譲を早急かつ積極的に行う必要がある旨、機会ある毎に要望してまいりました。既にその具体的なプロセスを示したいいわゆる片山試案も出されております。国から地方への税源移譲により、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方税の拡充を図っていた

片山試案では、所得税と消費税とが対象税目とされており、その後、具体的な税源移譲の検討に当たっては、是非とも人口が少なく課税客体に乏しいという町村の実情をおくみ取りいただき、町村の自主的、自立的な行財政運営に支障が生じないように、十分な配慮をお願いいたします。

地方交付税について

次に地方交付税について申し上げます。

先ほど申し上げた税源移譲に際し、例えば人口と従業者数に着目した現行地方消費税の配分基準の見直し等を行っていただいたとしても、やはり税源偏在の問題は残ると思われ、その意味で地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能は、私ども町村にとりましては、むしろ一層重要なものになってくると思っております。

ご存じの通り農山村といわれる地域の大部分は、町村に所在してあり

ます。この農山村の果たす公益的機能については、前回の機会に私ども山本会長から縷々申し上げたところであり、あえて繰り返しません。地方交付税制度の在り方について検討される場合には、町村が人口割合に較べて広い面積を有していること、そして、国土保全等に重要な役割を果たしていることなどを十分考慮し、実態を的確に反映した財政需要の算定が図られるよう、特段の配慮をお願いいたします。

新しい行政体制の在り方について

最後に、「新しい行政体制の在り方」について申し上げます。

この点も「中間報告」では今後の検討課題とされており、現在進められている市町村合併について申し上げます。このことも、前回の機会に山本会長から申し上げておりますが、それぞれの町村は歴史的な経緯、文化、風土や地理的条件などが異なっており、合併は、将来に亘る地域の在り方や、住民生活に大きな影響を及ぼすものであります。従って、合併が一面では地方における行政改革という観点から、また、一面では地方分権の受け皿の整備として進められているとしても、合併の是非の判断は、あくまでも関係市町村の自主性に委ねられるべきものであると考えます。私ども町村会は、一貫してこのように申し上げてまいりましたが、現在の進め方は、様々な財政措置を背景に、

半ば強制的だと感じている町村長さん方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

合併をしないところ、そして合併が出来ないところもあることを十分ご理解いただき、前回、山本会長が申しました広域連合制度の改善・改良等につきまして、真剣にご検討いただきますようお願い致します。

また、地方制度調査会では、「基礎的自治体論」や「小規模市町村論」等について、議論が行われていると承知しておりますが、小規模市町村の権限を縮小・制限し、都道府県が行ったり（垂直補充）、近隣の大都市等が行う（水平補充）といったようなことは、自治の精神から考えても、地方自治の仕組みとしても、うまく機能するとは思えません。小規模市町村の権限を制限・縮小する方向ではなく、市町村が主体的な立場で地域の実情に応じて、事務の委託ができる現在の方式の改善等を中心に、ご検討いただきたいと存じます。

以上、意見を申し述べさせていただきました。以上、意見を申し述べさせていただきましたが、若干補足して申し上げます。

現段階では実際に合併がかなり進んでおりまして、広島県では七〇%が合併の協議に入っています。合併はあくまで住民自身が結論を出す問題ですが、このまま合併が進むと住民自治が損なわれる恐れがあると心配しております。

私の地域では一郡で平成十六年三月に人口三万五千の市を目標に合併

を進めているところですが、面積が五三〇km²と非常に広大になります。一番心配なのは今まであった住民の自治が壊れてしまう恐れがあることです。昨年十二月に出された中間論点整理に、「公共サービスの多様化と住民自治の強化」という項目があり意を強くしたところですが、今の合併推進の中で地方自治が弱くなつて、グローバル化の流れの中で経済一辺倒の合併を進めると、本来の日本の自治が失われてしまうのではないかと大変心配しています。それをなくしたら何のための合併が分からなくなり、地域で支え合うのではなく、何もかも行政でやってしまうという姿勢が、介護保険の保険料の問題にも繋がってまいります。

合併には地域審議会という制度があり、私どもも合併協議の中で地域審議会を作るかどうか議論しましたが、やはりこれは決まりどおりのものになってしまつて自治にはならないだろうということ、あえて小学校区単位、大字単位という今ある自治の根っこをうまく育てていこうということになりました。私の町は過去二〇年このような自治組織を作ってきたこと、これを全都に広めることが合併最大の問題として取り上げていただきました。これがない合併は本当の合併ではないと考えています。この辺を今後の合併の中で十分に反映していただく政策を考えていただければと思います。

以上で意見陳述を終わります。ありがとうございました。

この町この村

△10選町村長を訪ねて▽

群馬県 上野村★ 黒澤丈夫村長

『栄光ある上野村の建設』を掲げて

助け合いこそが人間社会の基本



↑上野村役場にて
右は黒澤村長

戦時中は「零戦」の操縦桿を握って中国や南方戦線で活躍した海軍少佐、戦後は帰農して村長に。人口減少に悩む不便な山村の村おこしに「栄光ある上野村の建設」の目標をかかげた。そして具体的には、健康水準の高い村、道徳水準の高い村、知的水準の高い村、経済的に豊かな村の四つの柱を設けた。以来、十選を果たして八十八歳。「経済」ではなくて、あって「道徳水準の高い村」を一番目の柱にすえたことに、黒澤村長の熱い思いがあった。

聞き手・構成

山本兼太郎

(エッセイスト)

戦時中は「零戦」の隊長

山本 黒澤村長さんは、昭和十

四年に海軍兵学校を卒業されてか

【上野村のあらまし】

群馬県の西南端にあって、西は長野県佐久町、南は埼玉県大滝村に接している。明治二十二年、七か村が合併して現在の上野村が誕生。人口千七百四人。

★

村の周辺は千〜二千メートル級の山々、村の面積の九〇%以上が山野で、典型的な山村。村の中央を流れる神流川は、関東地方の水資源をまかなう利根川水系に属しており、イワナ、ヤマメ、カジカの繁殖もみられる。

★

農林業は村の基幹産業であり、就業人口の二〇%近くを占めている。特産となったイノブタをはじめ、気候風土に適したリンゴ、プラムなど、生産加工として高い収益性を生んでいる。

★

高齢者集合住宅「いこいの里」が注目され、見学者も少なくない。村内の方々に散在している六十五歳以上の一人暮らし、あるいは二人暮らしのお年寄りに入居してもらう。共同生活による安全、便利さの向上と、健康の維持管理を行っている。その他「デイサービスセンター」なども行っている。

★

東京電力株式会社の揚水式発電所「神流川発電所」の建設が進んでいる。同村神流川の上流

この町この村

ら、海軍航空士官として零戦(海軍の零式戦闘機)の操縦桿を握って、中国から南方戦線で終戦まで目覚ましい活躍をされました。終戦の前年には、三十一歳で海軍少佐です。

戦後は、郷里にお帰りになって、農協組合長、森林組合長をしておられたが、昭和四十年に、五十二歳で村長に就任され、現在は十選目、八十八歳。全国市町村長の中では最高齢です。以上が、ごくかいつまんだ経歴ですが……。

黒澤 (笑) そのとおりです。山本 このような経歴の持主が、村長に就任されて、もっとも驚かれたことは、どんなことだったでしょうか。

黒澤 そういわれると忘れもありません。最初に出勤した日は、職員が私のところへ、支払い命令書に印をもらいにきました。年度途中のことでもあるので、この予算はどのくらい残っているか、と聞くと、その職員は「さあ……」と困った顔をしている。だれに聞いても答えられない。

山本 どういうことなのでしょうか。

黒澤 こんなばかなことがあるかと思つて収入役に聞いてみると、全くのどんびり勘定でやつて

いることがわかった。そのうえ、多額の赤字を抱え込んでいた。山本 するとまず財政問題ですか。

黒澤 いやもう一つ重要なことがあった。ちょうどそのころ、わが村民が他の町や村で、破廉恥な行為をするという、まことに困ったことが相次いだということ。上野村の村長の名刺を出すのも、恥かしい思いをするくらいでした。

この二つが、村長になってまず私に強烈なショックを与えました。これじゃめっちゃくちゃだ。村民が自分の村に対する誇りをすっかりなくしてしまっていると思いました。

山本 「わが村の誇り」ですか、なるほど。

黒澤 わが村は、当時は(いまもそうですが)群馬県の南の端で、交通事情は大変悪い。「群馬県のチベット」と呼ばれることが多かった。いまでは、そんな言い方はほとんどされませんが、村のおかれた地政的な立場からいえば、まさにそのとおりです。しかし、村民がどうせおれたちは、だめな村の住民でしかないのだ、といつたような心の持ち方があるために、何かと破廉恥な行為にでるのではないかと私には思えてな

らなかつた。まず、これをなんとかしなければ、立派な村にはならないと考えました。

健康・道徳・知性・経済

山本 ほほう、それでどうしましたか。

黒澤 まず「栄光ある上野村の建設」という言葉を掲げて、私の村政の目標としました。住民の一人一人が、自分の村を誇りに思う、そんな村にしたい、これが私の理想です。

山本 高遠な理想ですなあ。

黒澤 そうです。高遠な理想です。これだけでは、あまりに抽象的すぎるので、これに四つの具体的な柱をたてました。

第一に「健康水準の高い村」

まず健康です。人はなにをにおいて、健康であることが大切です。二番に「道徳水準の高い村」を持つてきました。社会は法律や規則など、文書にしたもので規制する前に、まずお互いが助け合い、思いやりという道徳律がなければならぬ。それには、ものごとを理解したり判断したりする能力、すなわち知性が高くないとだめである。そこで三番目に「知的水準の高い村」にしました。そして、多くの人たちが、真っ先に大きな声で言いたがる、経済的に豊かな村」

で、平成十六年から運転開始が予定されている。出力は揚水式としては世界最大。二七〇万kW。発電所建設にもなう税収その他、村の活性化につながるものとして、大いに期待されている。



デイサービスセンター「すこやかセンター」



高齢者集合住宅「いこいの里」

この町この村

を四番に持つてきて、四つの柱にしました。就任して一年半ほどたったところです。

山本 これが村政のバックボーンとなつて現在までできているのですか。その具体的内容について……。

黒澤 いちいち説明するとなると、三十数年にわたつて実行してきた私の村政の中身になるわけで大変です。一つ二つについてごく簡単に申します。まず「健康水準の高い村」については、昭和四十二年に診療所の所長さんに成人病についての指導をお願いしました。「成人病」という言葉すら理解できる人の少なかったころです。それが、現在のデイサービスなど保健活動の基本になっていきます。しだいに健康水準もあがり、十年たつてみたら、七十歳の老人の最高血圧が、平均して男性で二〇ミリ、女性で一八ミリもさがつていました。脳卒中の発症も四分の一近くに減つていたんです。

「協力」こそは道徳の原点

山本 二番目の「道徳水準の高い村」とありますが、いかがですか、大変難しいと思えますが……。

黒澤 実は、私が村長をやめるときまでに、果たしてどれだけやれるだろうか、と悩んでいました。そんなときに、財団法人社会

教育協会発行の「ゆたかに生きる、こころのはしら」という小さな冊子に出会つて、大きな感銘をうけました。

山本 ほほう、何が書いてあったんですか。

黒澤 「人間が大昔から、お互いに助け合いながら生きてきた」「協力を忘れたならば人類は亡びてしまふ。みなさんも一生の間、いつでも他人と協力することを忘れてはいけません。協力こそ人の道の歩き方の原則の一つです」等と書いてありました。

協力というのは、隣人の協力ばかりではない。見えない所の人との協力もあれば、はるか昔の人の協力もいたっているし、毎日の生活の中で、他人様の協力もいただいていることも忘れがちです。お金さえあれば、他人の協力などは考えなくてよいと思つている人が少なくない。財力さえあれば、他人の協力があつても気がつかないし、有難いともなるとも思わな

い人が多い。私はこの冊子を、村内の全家庭に配つて、「この冊子は、人間の生き方の根本をわかりやすく教えています。ぜひ何度も読んでください。子供さんにも読んでやってください」と訴えました。

山本 「道徳」 人間が社会生

活をするうえで、守らねばならぬことがらの基本の第一歩が、まずこのような形で始められた……。しかし、これは難しい。

日航機墜落と助け合い

黒澤 実は高遠な理想をかかげてはみたが、いつになつたら村の人たちに浸透するものやらと悩んでいました。そこへ大事件がおきたんです。

山本 昭和六十年八月十二日の日航ジャンボ機の墜落ですな。五百二十人もの犠牲者を出す大惨事。

黒澤 そつです。現場の「御巣鷹の尾根」はこれまで人の入つたことのない険しい山中です。上野村の消防団員の救難救助の活躍ぶりが、全国に大きく報道されました。やがて、遺体の収容がほとんど終わったころ、県庁の所在地の前橋市へ行きますと、「あなたの村の消防団は素晴らしい。よくやってくれた」と、行くさきさきで褒められました。あんまり褒めらるので、私は「災害がおければ、消防団員が駆けつけるのが当然だ」といつたんです。

山本 消防団ですからね……。

黒澤 そうなんです。ところが、多くの人たちは「それは違うよ」というんです。「そりゃわれわ

【黒澤村長の略歴】

大正二年十二月二十三日、群馬県上野村に生まれる。農家の五人兄弟の長男。父の和造氏は同村七代目村長（昭和十一年八月～十五年八月）

旧制富岡中学校から一年浪人の後海軍兵学校へ。五千人が受験して、合格したのは百三十人足らず。そのなかで三十四番目という成績だった。

昭和十一年三月、海軍兵学校を卒業、少尉候補生で希望どおり海軍飛行学生を拝命。

昭和十六年十二月八日の太平洋戦争開戦のさいは、零式戦闘機の隊長として、台湾からフィリピンに向けて出撃。敗戦まで戦闘機の隊長として、多くの空戦に参加。敗戦の前年の昭和十九年五月、海軍少佐（三十一歳）

戦後、昭和二十一年九月、郷里の上野村に帰り、家業の農林業に従事。昭和四十年、村長に就任、五十二歳。同六十年群馬県町村会長、七十二歳。平成七年七月、全国町村会長（同十一年七月まで二期）

現在上野村村長十期目、八十八歳。全国首長の最高齢者。

*

【最近嬉しかったこと】今年、村の保育園に入った子供が十七人もいたこと。隣村は一人、長野県側の隣村は零であるのである。

この町この村

れの市町村の消防団員も、災害があれば当然駆けつける。しかし、二日目になると仕事の都合があるといつて何人が抜ける。三日目になると家の都合がどうのこうのといつてまた抜ける。しだいに抜けていって、全員出勤するようなことはまずない」といふんです。

山本 なるほど……。

黒澤 ところが、「上野村の消防団員は、全員が毎日、救難救助に現場に行っていたではないか。そこが素晴らしいところなんだよ」と多くの人にいわれて、はつと悟られました。あの八月の炎天下に、これまで現地の人でさえ、足を踏み入れたことのない険しい山へ、それぞれ生業を持っていながら、幾日も遺体の収容に出かける消防団員、それを送り出す家庭の人、疲れきって帰る人を迎える家族の人たちの暖かい目差し。そんなことを思うと、私自身もまた涙が出るほど嬉しかったことも事実です。

村民あげての協力

山本 助け合いの心が、すでにできていた。

黒澤 人々が潜在的に、すでに持っていたものでしょね。

山本 人は生きていくうえで、健康と道徳は基本。道徳とは協力

という助け合いの精神。まず、この二つがととのつておれば、あとは知恵を出しあつていけば、ものは自然とできあがつていく。

黒澤 そのとおりです。そういうことをこれからの若い人に、ぜひ理解してほしいと思います。

山本 日航機墜落事故のあとに「慰霊の園」をおつくりになりましたね。

黒澤 生きている四人を助けましたが、あとの五百数十人の方々は、とても言葉では表現できないほどの惨事でした。その「御巢鷹の尾根」を「空の事故の戒めの地」の霊地として守り、なるべく多くの人にお参りしてもらいたい。そういうつもりでやっています。

山本 ひとくちで言えば簡単ですが、これも人々の協力がないとできませんね。

黒澤 ありがたいことに、そういうことになる村民あげて協力してくれそうです。

山本 都市よりも、小さな地域社会になればなるほど、互いに助け合う力が強くなってくると思います。

黒澤 そのとおりです。私はそのことだけは声を大にして言っておきたいんです。そしていま私は、町村合併反対の親玉おやたまのように思われている笑。方々から私の

合併反対論を聞きにくる人もあります。

山本 合併反対の根本の思想もやはり協力、助け合いの精神が……。

黒澤 私は繰返しいつているんです。社会というものは「お金」だけでできているのではない、ということをも十分考えるべきです。人と人との助け合いによってできているんです。

社会は大都会からできたんじゃないんです。小さな所から、人々が助け合つてできたんです。町村がもっとしっかりしなければいけない、というのも、そのことなんです。

全国の首長で最高齢

山本 話が変わりますが、八十八歳、大変お元気ですね。

黒澤 元気といえば元気が、二十五年前に、心筋梗塞で死にかけた。それが一昨年またやりました。治療の結果、十年間は心臓病で死ぬことはないといわれましたがね(笑)

山本 全国の市町村長では最高齢です。まだおやりになりますか。

黒澤 この前だつて出るつもりはなかつたんですがね。出る準備を進めている人を見てみると、あ

れではちょっと困ると思うところがありまして、また出たんです。

山本 毎回、選挙をされているんですか。

黒澤 十選のうち四回やりました。

山本 競争相手の人は、いつもどのようなことをいいますか。

黒澤 私に対しては、長すぎるということですね。何期やつたからどうのこうのではなくて、どのくらい実績をあげているかということでしょう。小さなところで、しょつちゅう選挙ばかりやっているのはよくないね。喧嘩ばかりして……。

山本 小さな地域社会では、これが難しいところです。

黒澤 私はいつもいつているんですが、やりたい人があればやらせてみる。その人がなるべく「私心」がなく人柄もよければ、もう一期やらせてみるということなんです。

山本 なるほど。

黒澤 そして、傑出した人物が出てくれば、そのときは交替してもらえばよい。実際の仕事よりも、次の選挙のことばかり考えているような人じゃね……。なによりも、選挙民が利口になることが大切ですね。

山本 長時間ありがとうございます。

情 報

暮らしの視点

秋分の日

ももせ
百瀬 いづみ
クリエイター

春分・秋分日は太陽の公転周期
で決められる

「祖先を敬い亡くなった人々をし
のぶ日」として、国民の祝日として
法定されているのが、九月二十三日
の秋分の日。この前後各三日間の、
計七日間が「秋の彼岸」と呼ばれて
おり、お墓参りなどが行われます。
この日は春分の日と同様、太陽が真
東から出て真西に沈み、昼夜の時間
がほぼ等しくなる日。

天文学的に春分日・秋分日は、太
陽が「春分点」「秋分点」を通過す
る日を指しますが、国立天文台が
作ったこれらの暦年表を基に、閣
議で決定されるのが春分・秋分の日
なのです。太陽の公転周期のずれか
ら、この春分日・秋分日も移動しま
す。春分日は三月二十日と二十一日
でかなり頻繁に移動しますが、秋分
の日はほぼ九月二十三日。いちばん
近い過去で秋分日が移動したのは、
一九七九年の九月二十四日。近い將
来では、二〇二二年の秋分日が九月
二十二日となる模様です。なげな
く過ごしていた祝日も、宇宙の壮大
な営みと深い関係があったのです
ね。

エアコンは手をかけて掃除を
しましょう

秋分の日を境に、昼の太陽が出て
いる時間がだんだんと短くなりはじ
め、季節は徐々に冬に向かいます。
家庭や職場でも、夏に使った道具な
どをきちんとしまい、少しずつ冬に
向けての準備を始めてみては。

まず、夏の間酷使したエアコン。
フィルターには埃だけでなく、カビの
胞子が溜まることもあるので、使用
頻度が落ちる秋口以降は、多少手を
かけて掃除をしておきましょう。フィ
ルターをはずして掃除機をかけ、水
洗いでできるものは薄い石鹸液など
でいねいに洗います。よくすすいでか
ら陰干しして乾かします。フィルタ
ーの掃除をこまめに行くと、冷房効率
が上がり電気代の節約にもなりま
す。また、冬場に暖房を使用するまで
の数か月間、エアコンを使わない時期
は、電源のコンセントを抜いておくの
も忘れずに。むだな待機電力を節約
することができますよ。

エアコンはフィルターだけでなく、
内部もとても汚れています。新
製品の中には、内部まで開けて掃除
できる機種も出ていますが、ほとん
どの機種は自分で分解掃除はしない
ほうが無難。クリーニング専門の業
者に頼むほうが安全です。

九月二十三日付の「町村週報」
は休刊させていただきます。

次号は九月三十日発行です。

お手伝いします、魅力ある地域づくり

公営企業金融公庫

<http://www.jfm.go.jp/>

病院
交通
公営住宅
道路
上・下水道
栗田 梨子

随 想

過疎地のスポーツ



高知県 馬路村 長 上 治 堂 司

随 想

高知県東部の山の中にある人口千三人足らずの馬路村は、「スポーツで豊かな心と健康を」をキャッチフレーズに昔からスポーツの盛んな土地です。

特に野球は中学校・一般とも村民グラウンドを利用し、連日山あいには



「あゆ」躍る清流安田川

大きく元気な声が響いていました。しかし、山村過疎の影響で生徒数も減少。昭和六十二年には、ついに馬路中学校の野球部は休部となりました。

県下の中学校が集まる夏の野球選手権大会は、村外に転出している方々とともに応援し交流できる場でもあり、休部は何より残念でした。

そんな寂しい年が続いたある日、PTA主催の親子レクリエーションの席で数人の保護者から、「中学校は生徒が少なく野球はできないが小学生を一年生から六年生まで集めたらできやせんらうか」という話があったのです。

話は大いに盛り上がり、私が土佐中・高で六年間野球部に所属していたこともあり、監督を引き受けることになりました。当時小学校の男子生徒数は全校で二十六名、そのうち二十二人の入部があり昭和六十三年九月十五日、地域の期待のもと「馬路スポーツ少年団」が結成されたのです。

昔の子供達は放課後、三角ペーッス、ぶや(ゴム)ボールで遊びながら野球を覚えていきましたが、当時の子どもは野球とはどんなスポーツかということから教えなくてはいけません。キャッチボールを始めると、相手が捕れるようなボールを投げることができず、また、上手に投げても捕ることができませんでした。

このままでは野球はおもしろくない、嫌になるのではないかと心配でした。そこで機運を高めるために、ユニホーム、スパイクを揃えました。効果は抜群。子ども達はとてもうれしそうな顔をしました。きつとプロ野球選手になった気分だったでしょう。

チームができて六カ月、平成元年四月、初めての公式戦を迎えました。私も子ども達も今まで練習してきたことを、グラウンドで全力で出し切りたいと意気揚々、村を出発しました。試合前のノックでは、緊張感でこわばった顔をしている子ども達を出来るだけ平常心でプレーができるよう、私もメガホンを肩に掛け、大きな声で励ましてやりました。

子どもの数より多い応援団の見守る中プレーボール。結果は二十点以上の差がつき、三回コールドゲームで負けました。楽しさや喜びを味わうこともなく、ただ苦しいだけで試合は終わりました。保護者や地域の人達は「最初やもん。負けて当然よ。」と言ってねぎらってくれましたが、帰りのバスの中ではさすがに元

気がありませんでした。「涙の一勝」を励みに

少年団に今も語り継がれているドラマが数々ありますが、その中に「涙の一勝」というのがあります。それは、一点のリードで迎えた最終回の守り。ワンアウトごとに心臓の音が高くなっていきます。最後のバッターを仕留めると、まるで優勝したかのように、いや、それ以上に子ども達も保護者も、応援者も、周りに気にせず涙を流し抱き合って喜びました。いい結果が出せなくても目標を失わず努力し、頑張ることの大切さを身にしみて感じたことでした。

「過疎の村にホームラン」

チームが結成されて五年目、子ども達は、「過疎の村にホームラン」を放ってくれたのでした。県大会で優勝し高知県代表として全国大会に出場することになったのです。村民グラウンドには、「祝・全国大会出場・馬路スポーツ少年団」の横断幕が掛けられ、村民挙げての寄付、そして開催地水戸へは教育長をはじめ約五十人の応援団が出かけました。

開会式で他チームと比べると出場中一番小柄で人数も少なかったけれど、真っ白なユニホームが輝き、大きく手を振っての入場行進はとて而立派でした。

目標に向かって努力を続けるというこの大切さを思いながら、現在、村長として地域にある資源を有効に活用しながら、明るく元気な村づくりに取り組んでいるところです。

政策リーダー

政策リーダー

介護保険制度の実施状況等 まとまる 厚生労働省

厚生労働省はこのほど、介護保険制度の実施状況等をまとめた。

六五歳以上の第一号被保険者は二、三二七万人(十四年五月末)、四〇～六四歳の第二号被保険者は四、二五五万人(十四年度見込み)、要支援・要介護認定者数は三〇八万人(十四年五月末)、うち第一号被保険者は二九七万人(被保険者の一二・八%)となっており、居宅介護サービス受給者は一六八万人、施設介護サービス受給者は六八万人(共に十四年三月分)となっている。

また、第二期介護保険事業計画期間における六月時点での各市町村の見込みでは、六五歳以上の人口に占める要介護認定者の割合は、十五年度の一三・七%に対し、十九年度には一四・九%に増加するのに伴い、サービス量を第一期事業運営期間と比較すると、居宅で三二%、施設で一〇%、全体で一八%増加する見込みとなっている。

なお、来年四月に改定される第一号被保険者の介護保険料については、全国平均基準額(月額)二、九一一円から、一一・三%増の三、二四一円となる見通しとなっており、市町村の分布状況では、五〇〇円以下が一五・六%、二、五〇〇円～三、〇〇〇円以下が三二・六%、三、〇〇〇円～三、五〇〇円以下が二八・五%、三、五〇〇円～四、〇〇〇円以下が一四・八%、四、〇〇〇円～五、〇〇〇円以下が六・六%、五、〇〇〇円～六、〇〇〇円以下が一・八%、六、〇〇〇円超が〇・二%となっている。

市町村の分別収集及び再商品化 の実績について 環境省

環境省は、平成十三年度において容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施した市町村の分別収集量、再商品化量等の調査を行った。

これによると、十三年度の実績と傾向については、九年四月から対象とした品目を中心に、分別収集量、再商品化量及び分別収集を実施する市町村数が増加しており、制度の浸透が図られている。

ペットボトルの分別収集量は前年度比約一・三%で、回収率は初めて四〇%を越え、生産量が対前年比約一%増に対し、その廃棄量はほぼ前年同水準となった。紙製・プラスチック製の容器包装について、分別収集量が紙製が前年度比で約一・五倍、プラスチック製が約二倍と大幅な伸びがみられる。としている。

また、今後の見通しと課題については、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を行う市町村の増加が見込めるため、全体の分別収集量は増加すると予測。ペットボトルやプラスチック製容器包装については、処理施設の能力が向上している。十四年度の市町村の分別収集計画の見直し時期をとらえ、容器包装廃棄物の分別収集への取組みを一層促進する必要がある。という点について指摘している。

食品表示懇談会・中間とりまとめ 発表 農水・厚労両省

農水・厚労両省はこのほど、食品表示制度に関する懇談会の中間とりまとめを発表した。

現行の食品の表示制度は複数の法律(食品衛生法、JAS法、景表法等)に規定され、用語や定義の統一性が欠けているものがあるなど、消費者、事業者双方にとつてわかりにくく、監視体制や是正措置も各制度によって異なり、連携が十分でなかった。とりまとめでは、これを消費者の立場に立つたわかりやすいものとするのが大前提とされた。

とりまとめは、表示項目の見直しについては、複数の用語や定義が異なっている表示項目等について関係府省で速やかに統一を図ることが必要である。表示違反の監視、是正のための措置については、食品表示に関する監視体制の一層の充実が必要としたうえで、罰則の強化を含めた厳しい是正措置が重要で、行政機関が違反を認定した場合には事業者名を公表することを原則とすべきである。としている。

また、懇談会では、各法で規定する食品表示について、一本の法律にまとめるべきだとする考えと、各法は現行のままとしつつ、各府省の連携、表示項目の整合性を図ることとで解決すべき等の提案があり、関係府省で検討を行うこととした。中間とりまとめに盛り込まれた事項は、今後行政として検討し、懇談会に報告するよう求めている。